

函館市指定介護老人福祉施設および指定地域密着型介護
老人福祉施設入所指針

1 目的

この指針は、函館市における指定介護老人福祉施設および指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に関する手続きおよび基準を定めることにより、入所決定過程の透明性および公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

(1) 入所の対象者は、要介護3から要介護5までの要介護者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者とする。

(2) 施設は、要介護1または要介護2の要介護者が以下のいずれかの要件を満たすと認められるときは、当該要介護者を特例入所の対象者とすることができる。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所申込み

(1) 入所申込みは、別記第1号様式の入所申込書に介護保険被保険者

証を添付し、原則として本人または家族が希望する施設に対して行う。

(2) 施設は、入所申込書の記載内容に変更が生じた場合または入所申込みを辞退する場合には、速やかにその旨を当該施設に知らせる必要がある旨を、入所申込者に説明する。

(3) 施設は、特列入所の対象者に対して、当該対象者が居宅において日常生活を営むことが困難な状況や、やむを得ない事由等について、必要な情報を入所申込書に記載することを求める。

(4) 施設は、前項の申込みがあった場合、函館市に対して報告を行うとともに、当該申込者が特列入所対象者に該当するかどうかについて函館市に意見を求める。

(5) 函館市は、前項の求めがあったときは、地域の介護サービスや生活支援の提供体制に関する状況や、居宅等における生活の困難度について担当介護支援専門員から聴取した内容等を踏まえ、施設に対して別記第2号様式の意見書を提出する。

(6) 施設は、入所申込書を受理した場合は受理簿にその内容を記載して管理する。また、変更や辞退等の事由が生じた場合はその内容を記録し、適宜受理簿を更新する。

4 入所判定委員会

(1) 施設は、入所に関する検討および決定に係る事務を処理するため、入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員および施設職員以外の第三者（地域の代表者として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や住民団体の代表者）で構成する。

(3) 委員会は、必要に応じ施設長が招集する。

(4) 委員会は、入所判定者名簿（以下「名簿」という。）を調製すると

ともに、これに基づいて入所の決定を行う。

- (5) 施設は、委員会を開催したときはその協議内容を記録した議事録を作成し、議事録および特例入所に関する函館市からの意見書は2年間保存する。
- (6) 施設は、函館市、北海道または関係市町村から求めがあった場合は、議事録を提出しなければならない。

5 入所判定者名簿の調製

- (1) 委員会は、入所申込者に対して別紙「函館市指定介護老人福祉施設等入所判定基準」に基づく「一次判定」および「総合判定」を実施することにより入所優先度を判定し、優先度の高い者から順に名簿に登載する。

「総合判定」の結果が同一である場合は、入所申込年月日や入所希望年月日などを勘案して優先順位を決定する。

- (2) 名簿は、委員会を開催するごとに調製する。

6 入所者の決定

施設は、空床が発生した場合には、名簿の上位登載者から順に入所の意思確認を行い、入所者を決定する。

7 特別な事由による入所者の決定

施設長は、以下のいずれかに該当する場合には、委員会を開催することなく入所を決定することができる。ただし、施設長は決定内容について次回の委員会で報告しなければならない。

- (1) 虐待、災害または事件・事故等により緊急の保護を要する場合
- (2) 介護者の急な入院・死亡等により緊急の保護を要する場合
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に定める措置委託による場合
- (4) その他施設長が緊急かつやむを得ない理由があると認めた場合

8 その他の取扱い

(1) 既入所申込者の取扱い

本指針の施行時に既に施設への入所申込をしている者については、本指針による申込があったと見なす。なお、施設は既入所申込者に対して本指針の内容を周知し、改めて本指針に基づく入所申込書の提出を求めるものとする。

(2) 入所辞退者の取扱い

名簿の順番が到来し入所の意志を確認した際に、申込者の都合により辞退した場合は、当該申込者の順位を繰り下げる。ただし、本人の入院等やむを得ない理由がある場合は、順位を保留する。

9 適正運用

(1) 函館市は、本指針を公表するとともに、本指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言および指導を行う。

(2) 施設は、本指針に基づき、適正に入所の選考および決定を行い、事務の取扱いについて要綱等を定め、適正な運用に努める。

(3) 施設は、入所申込者およびその家族に対し、本指針の内容について十分に説明を行わなければならない。

(4) 施設は、入所申込者から入所判定の結果や名簿の順位等に係る説明または資料の開示の求めがあった場合は、個人情報の取扱いに留意しながら適切に対応する。

(5) 委員会の委員は、職務上知り得た入所申込者やその家族等に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、委員を退任した後についても同様とする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。